


所管部課	総務部 総務管財課	部長	広 沢 光 政			
件 名	専決処分の報告について			区分		○ 1 審議事項
関係事項	条例規則	地方自治法第180条第2項				
	部課機関	福祉部生活福祉課				
1. 要 旨						
<p>平成29年12月13日(水)に発生した庁用自動車の物損事故について、「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告したい。</p> <p>(1) 事故内容 駐車場から道路に出るため、転回しようとして後退したところ、同駐車場内後方に停車中の相手方車両に接触した。</p> <p>(2) 影響及び効果 市議会に報告することにより、損害賠償額の適正化を図ることができる。</p>						
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)						
<p>平成29年12月13日 事故発生</p> <p>平成30年 1月15日 専決処分</p> <p>平成30年 1月下旬 示談締結 (予定)</p> <p>平成30年 2月上旬 賠償金の支払い (予定)</p>						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等)						
<p>平成30年第1回市議会定例会において報告したい。</p> <p>賠償金については、公益社団法人全国市有物件災害共済会より全額補填される予定である。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。